

(陳受18第14号)

公共工事における公契約法(条例)の制定に関する陳情

受理年月日

平成18年5月23日

陳情者

八幡町3-7-10
東京土建一般労働組合武蔵野支部
執行委員長 橋本英夫

陳情の要旨

近年の受注競争激化と公共工事の減少が、ダンピングによる受注や低価格入札に拍車をかけ、さらに施工単価や労務費の引き下げも進み、現場で働く労働者の生活を一層不安定なものにしています。これに業界の再編・淘汰も加わり、産業の健全な将来が危ぶまれる事態が進行しています。

こうした中、私たちは公共工事を初めとした公共事業において、労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めることなどを求めて、武蔵野市に条例制定の検討作業をするよう要請してきています。これについては、平成14年第4回定例会において、私どもが陳情しました、公共工事における賃金等を確保する条例(公契約条例)の制定に関する検討について採択されています。また、多くの地方議会では、国における公契約法の制定に向けた意見書が相次いで採択されています。さらに1949年にILO(国際労働機関)で公契約における労働条項に関する条約が決議され、既に58カ国で批准されているものの、現在に至るまで批准されていません。私たちが確認した情報によれば、日本政府として条約を批准するには、まず国内法の整備が先であるという見解らしいとも聞いています。

私たちは建設業を健全に発展させ、建設工事における安全や品質を確保するとともに、建設業における雇用就労の安定や技能労働者の育成を図るためには公共工事の新たなルールが必要であると考えており、それには自治体による条例化はもとより、国における法制化が行われるべきと考えます。よって以上のことから、下記事項について陳情いたします。

記

1. 以下についての意見書を、国会及び関係省庁大臣あてに提出すること。

①ILOで決議され、既に58カ国で批准されている、公契約における労働条項に関する条約の批准の前提ともなる国内法の整備に向けて、公共工事を初めとした公共事業において、労働者の適正な賃金・労働条件を確保するための公契約法の制定を検討すること。

②公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律における参議院の付帯決議事項である「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」を実効ある施策として行うこと。

2. 武蔵野市として、公共工事における賃金等を確保する条例(公契約条例)制定に関して、受注業者に対する指導通達としての部分的な導入等、条例化実現へ向けて具体的な検討作業をすること。